

岩見沢市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和5年11月24日 月曜日 午後2時55分から
午後3時50分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 24 番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 28 番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 34 番)

	委員	日笠和良	(議席35番)
	委員	佐々木利夫	(議席36番)
4. 欠席委員	委員	澁谷豊	(議席1番)
	委員	森一男	(議席19番)
5. 事務局出席	事務局長	土井盛慈	
	農地係長	森田佳章	
6. 事務局欠席	振興係長	船戸崇之	

日笠代理
議 長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第11回総会を、開催いたします。
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号7番松田委員、8番干場委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

11月7日から9日、道外視察研修として広島県世羅町と廿日市市に行ってきました。詳細については後程西村委員より報告いたします。

22日、栗沢町農業委員OB会定期総会に日笠代理が出席しました。

報告については以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局長。

土井局長
議 長
土井局長

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権108番外6件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第181号で令和5年10月31日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案5ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案6ページ、照会番号1、文書番号日記第42号、照会年月日令和5年10月13日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可及び建物建築の制限については、無いものと確認しております。

次に、総会議案8ページ、照会番号2、文書番号日記第45号、照会年月日令和5年10月23日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草や樹木が自生しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可及び建物建築の制限については、無いものと確認しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案10ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案11ページ、整理番号1番、整理番号3番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、11月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ、整理番号2番、総会議案12ページ、整理番号4番から整理番号6番については、双方の都合により解約するもので、11月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ、整理番号7番、総会議案13ページ、整理番号8番、整理番号9番については、他の農業者に売却することから解約するもので、11月6日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

それでは、総会議案14ページ、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案15ページ、別紙1の整理番号1番から8番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案16ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は5件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が4件、使用貸借権の設定が1件でございます。

まず、総会議案17ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、相続地を隣接する農地所有適格法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。なお、申請地は11月10日に佐々木委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番、に記載の譲渡人は、高齢で後継者も無く、耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、XXXXXXXXXXです。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番、に記載の譲渡人は、高齢で後継者も無く、耕作困難なため農地を近隣農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は11月10日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案18ページ、整理番号4番、に記載の譲渡人は、相続地を隣接する農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、[REDACTED]です。なお、申請地は11月10日に日笠委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番に記載の貸主は、使用貸借権の設定し農地を貸し付けるもので、借主は、農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は11月10日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。吉成常任委員長。

吉成委員長 第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案20ページから24ページ、賃貸借43番から47番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。次に、議案25ページ、賃貸借48番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案26ページ、所有権117番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議案27ページ、所有権118番は、譲渡人は、遠隔地に居住し耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。長井常任副委員長。

長井副委員長 第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案28ページから29ページ、賃貸借49番から50番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。次に、議案30ページ、賃貸借51番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し

付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案31ページ、賃貸借52番の貸主は、耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案32ページ、所有権119番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案33ページ、所有権120番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して農地の集約を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案34ページから35ページ、所有権121番から122番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案36ページから37ページ、所有権123番から124番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、相続を受けた農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。長井常任副委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区の説明をお願いいたします。山田常任委員長。

山田委員長 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案38ページ、賃貸借53番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案39ページ、所有権125番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案40ページ、所有権126番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。山田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。尾田常任委員長。

尾田委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案41ページ、賃貸借54番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。尾田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区の説明をお願いいたします。川北常任委員長。

川北委員長 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案42ページから46ページ、賃貸借55番から59番は、公益財団法人北海道農業

公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に議案47ページから49ページ、所有権127番から129番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に議案50ページから51ページ、所有権130番から131番は、譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。川北
常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。坂野常任委員長。

坂野委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案52ページ、賃貸借60番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案53ページから54ページ、所有権132番から133番の譲渡人は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。坂野
常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで[]の議事参与を制限します。それでは説明をお願い
いたします。長森常任委員長。

長森委員長

第7地区常任委員会より、賃貸借65番について、先にご説明いたします。議案39ページ、賃貸借112番の貸主は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここ
で[]の議事参与制限を解除します。それでは残りの案件の説明をお願いします。

長森委員長

議案55ページから58ページ、賃貸借61番から64番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案60ページ、賃貸借66番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため相
続した農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定
を図るものです。

次に、議案61ページ、所有権134番の譲渡人は、遠隔地に居住しており、後継者もな
く耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を新たに譲り受けて、経営の
開始を図るものです。

次に、議案62ページ、所有権135番の譲渡人は、遠隔地に居住しており、後継者もな
く耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模
拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。長森
常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、議案第5号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区、北村
地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願い
します。

まず、岩見沢地区について説明をお願いいたします。井川担当委員。

井川委員

それでは、総会議案63ページ、議案第5号、現況証明について、岩見沢地区の説明をい
たします。去る、11月10日に、引頭委員、佐々木委員とわたくし井川、事務局森田係長
により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今
回の岩見沢地区の調査件数は5件です。

まず、総会議案64ページ、整理番号1番の申請地は、年月日不詳だが畑として利用し
ているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、畑として利用されており、農地性が認
められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用
しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁
茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番、の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用
しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作
された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定
しております。

次に、総会議案66ページ、整理番号4番、の申請地は、年月日不詳だが田として利用し
ているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており、
農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番、の申請地は、年月日不詳だが宅地として利用し
ているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅が建築され宅地となっており農地
性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。井川委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について説明をお願いいたします。戸田担当委員。

戸田委員

それでは、北村地区の説明をいたします。去る、11月10日に、志賀野委員、尾田委員
とわたくし戸田、事務局若林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結
果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は1件です。

総会議案66ページ、整理番号6番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用して
いるとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し
雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。戸田委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、西村委員より道外研修の報告があります。

西村委員

この度、令和5年度岩見沢市農業委員道外視察研修を終え、帰岩いたしましたので、私、
第3地区西村よりご報告いたします。

今回の研修は第1班として、佐々木会長を団長とし、久保委員、吉成委員、定塚委員、東委員、干場委員、川北委員、長森委員、長井委員、今野委員、近藤委員と私、西村及び随行者として事務局振興係の小林主事の計13名で、令和5年1月7日火曜から9日木曜までの日程で、広島県世羅町及び廿日市市で視察研修を実施いたしました。

1月7日、広島県世羅町農業委員会を訪問し、世羅町の内海会長をはじめ、女性委員1名を含む3名の農業委員、事務局1名の出席のもと、農業委員会の体制、農地集積の推進、法改正による影響や、それに伴う目標地図・地域計画の作成業務について意見交換を行いました。世羅町は、広島県の中東部に位置し、岩見沢市と同様、平坦地と中山間地域が混在し、平坦地では稲作を中心にキャベツ、広島菜、イチゴなどの栽培が行われ、中山間地域では、畜産業及び果樹栽培が盛んで、特に果樹については、特産品であるナシをはじめとし、ブドウ、リンゴ等の栽培を行い、ワイナリー等における六次産業化も盛んになっているとのことでした。

農業委員会の構成としては、農業委員が中立委員1名を含み14名で組織されているほか、農地利用最適化推進委員として31名を設置しています。農地の権利移動の調整や総会での協議・議決は農業委員が行いますが、農業委員が少数であることにより一人当たりの担当地区が広く、現地を把握しきれていないなどの課題も多いため、最適化推進委員も、総会における議決権こそないですが、総会に出席し、担当地域における農地利用等の最適化の推進や農地の権利移動に対し意見を述べるなどして、問題の解消に向け対応しているとのことでした。

農地の集積に関しては、現状の集積率が令和5年3月末時点で約47.4%とのこと、当市のそれとは大きく差がある状況です。今後の懸念としては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積計画に基づく相対での利用権設定手続きが廃止となることにより、農業者側の手続きも煩雑となり、手続きを行わずに耕作をする、いわゆる闇小作の増加や、事務局を含めた農業委員会組織の業務量の増加等が考えられるほか、権利移動に際し、地域計画との整合性を図っていく必要があるため、その調整についても不安が残るとのことでした。また、農業経営基盤強化促進法改正に伴う目標地図及び地域計画の作成について、会長及び職務代理の担当地区でのみ、試験的ではあるが意向調査を行い、完了しているとのこと。作業に際しても、今回の地区については、初めから概ね予想していた通りのものとなったため、問題なく調査を進められたとのことでした。しかし、あくまで試験的なものであり、他地区での調査実施や作成完了までの目途は未だ立っていないとのこと。なお、世羅町では既に、現地確認・現況調査等の一部業務にタブレット端末を導入し、農地の利用状況により地図上で色分けをするなどして活用しているとのことですが、目標地図・地域計画の作成業務に際してはタブレット端末の活用はできておらず、事務局としても何ができるのか、手探りの状態とのこと、今後は活用の方法を模索し、委員への説明会を開催して運用・活用していきたいと考えているとのことでした。

翌日の8日には、広島県廿日市市にあります、JA広島の産直市場である、ふれあい産直市場「よりん菜」を視察いたしました。売場面積はそれほど広くはないのですが、地域の市場として位置づけられており、JA広島総合病院が隣接しており、病院へ行くついでに、という買い物客も多いとのこと。開店後すぐの時間帯に視察しましたが、既に多くの買い物客で賑わっていました。廿日市市及び隣接する大竹市内で採れたものであれば、何でも売れるということで、野菜、花きのほか、水産物、畜産物、加工品やお土産までが店頭で並んでいました。売り場だけでなく、キッチンスペースが隣接しており、地域の方が売り場で用意した食材を使用して料理教室を開催するなど、地域住民と農業を結ぶ、地産地消の発信地となっているとのこと。

以上、道外視察研修を終了し、無事、帰岩いたしました。研修より得た知識や経験を今後の農業委員会活動に活かしてまいりたいと考えております。最後に、この度の研修に際して、ご理解ご協力を賜りました佐々木会長をはじめとした農業委員の皆様、また関係機

議

長

関各位に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月12月の総会ですが、12月26日(火)午後4時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

なお、現況証明願いの現地調査は、降雪等を考慮して来春まで休止し、4月から再開いたしますので、ご了解願います。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。